

地方独立行政法人宮城県立こども病院
令和元年度の業務実績に関する評価結果

令和2年9月

宮 城 県

一 目 次

第1 評価の視点	1
第2 全体評価について	
1 令和元年度業務実績全般の評価	2
2 診療事業及び福祉事業	2
3 成育支援・療育支援事業	2
4 災害時等における活動	2
5 業務の見直し及び効率化による収支改善	3
6 人事に関する計画	3
第3 項目別評価について	4
1 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためによるべき措置	
(1) 診療事業及び福祉事業	
① 質の高い医療・療育の提供	5
② 患者・家族の視点に立った医療・療育の提供	5
③ 患者が安心できる医療・療育の提供	6
(2) 成育支援・療育支援事業	7
(3) 臨床研究事業	7
(4) 教育研修事業	8
(5) 災害時等における活動	8
2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためによるべき措置	
(1) 効率的な業務運営体制の確立	9
(2) 業務運営の見直し及び効率化による収支改善	9
3 予算、収支計画及び資金計画	
4 短期借入金の限度額	
5 出資等に係る不要財産となることが見込まれる 財産の処分に関する計画	10
6 前記の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保 に供する計画	
7 剰余金の使途	
8 積立金の処分に関する計画	
9 その他業務運営に関する重要目標を達成するためによるべき措置	
(1) 人事に関する計画	11
(2) 職員の就労環境の整備	11
(3) 医療機器・施設整備に関する計画	12
別紙 地方独立行政法人宮城県立こども病院の業務実績に関する評価の考え方について〈抜粋〉	13
地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会名簿	16

第1 評価の視点

「宮城県立こども病院」は、平成15年11月の開院以来、宮城県の小児医療システムの中核を担う周産期・小児医療分野の高度専門医療を集約的に提供する病院として、その役割を果たしてきた。こうした中で、病院の使命や理念のより確実な実現を図ること、継続的かつ安定的な医療を提供する観点から、運営形態を県立民営方式から地方独立行政法人に移行することとし、平成18年4月1日、「地方独立行政法人宮城県立こども病院」（以下「こども病院」という。）が設立された。

また、急性期から慢性期に至るまでの高度な医療・療育サービスの提供を行うことを目指し、平成27年4月1日に県立県営の医療型障害児入所施設である宮城県拓桃医療療育センター（以下「拓桃」という。）と運営主体を統合し、平成28年3月1日には拓桃がこども病院に移転し、一体的な運営が可能となった。

こども病院は、その担うべき役割を十分に認識し、その使命や理念の確実な実現を図ることが求められており、設立団体の長である宮城県知事は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第28条の規定により、事業年度ごとにこども病院の業務実績について評価を行うことになっている。

令和元年度のこども病院の業務実績の評価は、宮城県知事が定めたこども病院が達成すべき業務運営に関する目標を踏まえ、別紙「地方独立行政法人宮城県立こども病院の業務実績に関する評価の考え方について」に基づき、こども病院が作成した地方独立行政法人宮城県立こども病院中期計画（以下「中期計画」という。）及び地方独立行政法人宮城県立こども病院令和元年度計画（以下「年度計画」という。）の事項ごとに行ったものである。

なお、本評価に当たっては、こども病院から提出された業務実績報告に基づき、ヒアリング等を実施している。

第2 全体評価について

1 令和元年度業務実績全般の評価

東北唯一の小児高度専門医療施設として、社会の要請は非常に高いものがあり、これまでの取り組みを維持・継続しつつ、不斷の見直し及び改善により病院として更なる進展を図ることが重要であるが、全般において目標・計画を達成しており、努力が認められる。

新型コロナウイルス感染症対策、働き方改革等に対する対応など課題も見られるが、県民に対して提供するサービスの質の向上及び業務運営の改善・効率化に対する目標を達成するためにとるべき措置は、取られていると評価できる。

2 診療事業及び福祉事業

東北唯一の小児高度専門病院として、チーム医療を推進され、地域の小児医療に積極的に貢献されている点は評価できる。

また、救急医療体制について、今年度から、休診日におけるヘリコプター搬送による受入・転出を行ったことに加え、県内及び近隣県からの迎え搬送も本格的に実施していることから、体制の強化に努めていることが認められる。

3 成育支援・療育支援事業

成育支援及び療育支援事業については、家族も含めた心理的援助や社会的問題への支援に成果があったと認められる。

また、短期入所患者・体調管理入院患者の受け入れなど、地域で生活している者への支援に取り組まれていることから、引き続き体制整備が期待される。

4 災害時等における活動

新型コロナウイルス感染症対策緊急会議を立ち上げ院内感染対策等の検討を行うなど、患者に対して安全・安心な医療を継続して提供できるよう

努めたことは評価できる。

5 業務運営の見直し及び効率化による収支改善

医薬材料費等が高止まりしている状況である。最先端の小児医療を実現するにあたり、医薬材料費の上昇は大きな問題となるが、経営コストの節減を図る上でも、なお一層厳しい削減努力が行われることを求める。

6 人事に関する計画

「働き方改革」に対する準備や活動内容が不明確である。「働き方改革」に対する取組が遅れている場合、若手医師、特に研修医・専攻医の超過勤務時間が多くなる傾向にあり、その影響により、新しい人材を確保することも困難になることが懸念されることから、働き方改革に対する取組を対外的に説明する必要がある。

第3 項目別評価について

項目別評価については、下記5段階の判定基準により、13の項目ごとに評価を行った。

【判定基準】

判定基準	判定結果数
「S」：目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる ・定量的目標においては対計画値の110%以上で、かつ困難度が「高」とされている場合 ・定量的目標で評価できない項目についてはS評価なし	0
「A」：目標を上回る成果が得られていると認められる ・定量的目標においては対計画値の110%以上、又は対計画値の100%以上で、かつ困難度が「高」とされている場合 ・定量的目標がない項目においては目標の水準をはるかに上回る「成果」があるといえる根拠、理由が明確に認められる場合	4
「B」：目標を達成していると認められる ・定量的目標においては対計画値の100%以上110%未満、又は対計画値の100%を概ね満たしており、かつ困難度が「高」とされている場合 ・定量的目標がない項目においては目標の水準を上回る「成果」があるといえる根拠、理由が明確に認められる場合	9
「C」：目標を下回っており、改善を要する ・定量的目標においては対計画値の80%以上100%未満 ・定量的目標がない項目においては目標の水準を下回る場合	0
「D」：目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める ・定量的目標においては対計画値の80%未満 ・定量的目標がない項目においては目標の水準を下回っており、抜本的な業務の見直し等が必要であると認められる場合	0
合 計	13

項目名	判定結果
1 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	
(1) 診療事業及び福祉事業	
① 質の高い医療・療育の提供	A
② 患者・家族の視点に立った医療・療育の提供	B
③ 患者が安心できる医療・療育の提供	A
(2) 成育支援・療育支援事業	A
(3) 臨床研究事業	B
(4) 教育研修事業	B
(5) 災害時等における活動	A
2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	
(1) 効率的な業務運営体制の確立	B
(2) 業務運営の見直し及び効率化による収支改善	B
3 予算、収支計画及び資金計画 4 短期借入金の限度額 5 出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画 6 前記の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 7 剰余金の使途 8 積立金の処分に関する計画	B
9 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置	
(1) 人事に関する計画	B
(2) 職員の就労環境の整備	B
(3) 医療機器・施設整備に関する計画	B

【項目別評価】

1 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためによるべき措置

(1) 診療事業及び福祉事業

①質の高い医療・療育の提供

[判定結果]

A

[判定理由]

電子カルテの更新及び新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、質の高い医療・療育の提供を適切に実施したことを評価し、Aと判定した。

[評価委員からの意見、指摘等]

〈高度で専門的な医療への取組及び政策医療の適切な実施〉

○ 新型コロナウイルス感染症対策における「入院協力医療機関」として、県の医療提供体制に寄与している。また、心臓血管外科手術件数の増加など、高度で専門的な医療への取り組みがなされている。

〈救急医療の充実〉

○ 救急医療体制については、「ドクターへリ」や「迎え搬送」など時間外・休日の二次・三次救急への常時対応など、体制の強化に努力されていることは評価できる。

○ I C Uの増床により、小児重症患者の受入れに貢献するとともに、到着時死亡事例の検討など、適切な医療提供のための努力を重ねられている点は評価できる。

②患者・家族の視点に立った医療・療育の提供

[判定結果]

B

[判定理由]

児童発達支援管理責任者の増員を行い、入所支援計画の策定経緯や支援内容などを、患者・家族から理解と同意を得た上で支援を進め、分かりやすい説明に取り組んでいることを評価し、Bと判定した。

[評価委員からの意見、指摘等]

〈分かりやすい説明と相談しやすい環境づくり〉

- 年齢に応じた患者・家族への説明や、療育的支援に対する個別の関わりなど、きめ細かな支援体制を検討され、努力されている点は評価できる

〈セカンドオピニオンの適切な対応〉

- セカンドオピニオンに関しては、もう少し広く県民に周知しても良いと考える。そうすることで、件数の増加につながることが期待される。

③患者が安心できる医療・療育の提供

[判定結果]

A

[判定理由]

院内で行う医療行為に関して、法令遵守及び倫理的観点からの検討を行うために、新たに臨床倫理委員会を設置したことを評価し、Aと判定した。

[評価委員からの意見、指摘等]

〈医療安全対策の充実〉

- 医療安全対策は、事故発生後の分析・対策の検討が重要であることから、次の対策を考える大事な材料として、活かしていくための工夫があると良い。

〈院内感染防止対策の充実〉

- 感染対策上、例えば医師も含め各部署の消毒液の消費状況を把握するなど、実際注意喚起していることを、現場で実践されているのか、評価していくことが大事である。

(2) 成育支援・療育支援事業

[判定結果]

A

[判定理由]

児童発達支援管理責任者を拓桃館の各病棟に専任配置したこと及び発達障害に係る心理相談や検査依頼に対応するため臨床心理士を増員したことは、適切な療育支援を行う上でも評価できることから、Aと判定した。

[評価委員からの意見、指摘等]

〈子どもの成長・発達への支援〉

- 一人ひとりの置かれた状況に応じた「情緒の安定を図るための支援」をきめ細やかに行い、子ども自身が主体性を持ち活動できるように支援を行ったことは高く評価できる。

〈障害児とその家族の地域生活の支援〉

- アレルギー疾患医療拠点病院としての役割を果たされ、地域貢献されておられることを、更にアピールすることを期待する。

(3) 臨床研究事業

[判定結果]

B

[判定理由]

倫理委員会・治験審査委員会審査のもと、臨床研究の対象となる個人の利益・不利益等や治験の原則である倫理的、科学的、医学的見地から妥当性を判断していることは、適切な実施を行う上でも評価できるため、Bと判定した。

[評価委員からの意見、指摘等]

〈臨床研究の推進/治験の推進/院内学術活動支援体制の充実〉

- 臨床研究・治験の推進・院内における学術活動を推進しており、県民に対して提供するサービスの質の向上が図られている。
- いろいろな形での医学への貢献があるが、症例報告であっても、論文あるいは報告の形で積み重ねていく作業は重要であると考えるた

め、学術論文等の発表に関して成果を示していって欲しい。

(4) 教育研修事業

[判定結果]

B

[判定理由]

医療従事者のみならず、研修機会の少ない事務系職員のため、県で実施している「階層別研修」及び「選択制研修」などの研修機会を確保したことから、職員の資質向上支援に取り組んでいることを評価し、Bと判定した。

[評価委員からの意見、指摘等]

〈東北大学との連携講座の推進〉

- 東北大学との連携講座について、胎児医学分野を除いて、受け入れがない。高尚な目的があるのだから、どうすれば博士課程の学生を呼ぶことができるのか、東北大学と議論を重ね、連携講座を活性化していただきたい。

〈地域医療支援病院としての研修事業〉

- 地域医療支援病院としての役割達成を目指し、様々な試みを実施し取り組んでいることは評価できる。より一層地域のニーズに合わせた研修会の開催などを期待する。

(5) 災害時等における活動

[判定結果]

A

[判定理由]

新型コロナウイルス感染症への対応、大規模災害の発生に備えた職員用非常食の備蓄、各種訓練の実施など、災害時等への対応に努めたことなどを評価し、Aと判定した。

[評価委員からの意見、指摘等]

- 新型コロナウイルス感染症対策緊急会議を立ち上げ、対応してい

る。

また、計画に基づき職員用非常食の3日分の備蓄も確保している。

- 今後も火災・災害・他感染症も含め、訓練やマニュアルの見直し、備蓄の検討など、継続した整備検討を続けていくことを期待する。

2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためによるべき措置

(1) 効率的な業務運営体制の確立

[判定結果]

B

[判定理由]

業務運営体制として、P D C Aサイクルで継続的に改善に取り組まれていることを評価し、Bと判定した。

[評価委員からの意見、指摘等]

〈効率的・効果的な組織の構築〉

- 適正な職員配置を検討され、前年度より全体数が増員となっている。これに対して、増員計画として、例えば、I C Uの増床と体制強化や、医師の超過勤務削減対策など、明確に示されると良いと考える。

〈職員の参画等による業務運営〉

- 職員の参画等による業務運営が積極的に行われているが、会議・委員会が59というのは少し多い印象である。

(2) 業務運営の見直し及び効率化による収支改善

[判定結果]

B

[判定理由]

収益確保の取り組みとして、入退院センターを設置し、診療報酬（入退院支援加算）を加算できたことを評価し、Bと判定した。

[評価委員からの意見、指摘等]

〈病床の効率的な利用の推進による収支改善〉

○ 通年でみると、病床利用率は計画を下回ったものの、7月には最高値となったことから、目標達成に向けての努力が窺える。また、入退院センターを立ち上げ、診療報酬の取得が可能となり、増収にも貢献している。

○ 病床利用率は前年度と比較して低下しているが、要因としては新型コロナウイルス感染症の影響が大きい。

〈収支改善の取組〉

○ 医療機器の効率的利用、収支改善対策、医療材料・医薬品の適切な管理に取り組んでいる。

3 予算、収支計画及び資金計画 4 短期借入金の限度額 5 出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画 6 前記の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 7 剰余金の使途 8 積立金の処分に関する計画

〔判定結果〕

B

〔判定理由〕

新型コロナウイルス感染症が心配されるなかで増収し、経常収支比率について、中期計画で定めた目標（経常収支比率 100%）を上回っていることから、経営努力の跡が窺えることを評価し、Bと判定した。

〔評価委員からの意見、指摘等〕

○ 医業収益に対して、人件費率が 71.6% と高値になっている点は、今後改善の余地があると考える。

○ 病院の財務状況を考える際に、県からの運営費負担金を収益に含めて収支を計算せずに、純粋に負担金なしの収支を算出し、その結果として欠損が出れば、それを負担金で補填するという考え方を探るべきであると考える。

○ 良い医療を行うことを第一義としつつも、収支の改善を常に念頭に入れ、運営に当たるべきであり、また、職員全体にもそのことを

意識させるよう図るべきであると考える。

9 その他業務運営に関する重要目標を達成するためのとるべき措置

(1) 人事に関する計画

[判定結果]

B

[判定理由]

就職セミナーの開催やオープンホスピタル、人材育成のための研修等を通して、医療従事者のみならず事務系職員の人材育成などを図っていることを評価し、Bと判定した。

[評価委員からの意見、指摘等]

〈人事に関する方針〉

- 障害者雇用率が未達であることを改善されたい。

〈適切な人事評価の実施等〉

- 人事評価制度に対する評価は、自己評価・他者評価を行い、面談において効果的な指導支援を行う有効な機会だと考えるので、引き続き適切な支援を行い、職員の育成に努めていくことを期待する。

(2) 職員の就労環境の整備

[判定結果]

B

[判定理由]

産業医による面談の実施や、時間外勤務命令の適切な申告指導など、職員の健康と福祉の増進を図るための取り組みが実施されたことを評価し、Bと判定した。

[評価委員からの意見、指摘等]

- 働き方改革に抵触しないよう、月80時間を超える職員の時間外勤務の削減に向けて検討が必要である。
- 職員の就労環境の整備の対応は、ほぼなされているが、時間外勤務については検討が必要である。

(3) 医療機器・施設整備に関する計画

[判定結果]

B

[判定理由]

第三次医療情報システムの導入を行い、病院栄養給食管理システムや感染管理部門システム等を改善し、事務作業の効率化を図ったことから、Bと判定した。

[評価委員からの意見、指摘等]

- 電子カルテの更新によって、業務の効率化を期待する。
- 電子カルテの更新後も運用上の課題は起きうることなので、引き続き効率性を視野に入れながら、検討していくことを期待する。

[別 紙]

地方独立行政法人宮城県立こども病院の業務実績に関する

評価の考え方について（抜粋）

平成19年	1月29日
一部改正平成28年	7月 4日
一部改正平成30年	7月 6日
一部改正令和元年	6月19日
一部改正令和2年	6月 9日

この「評価の考え方」は、地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会（以下「委員会」という。）から意見を聴取し、県が行う地方独立行政法人宮城県立こども病院（以下「法人」という。）の業務実績評価の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 評価の基本方針

法人の業務運営の改善やサービス水準の向上等に資するため、法人の業務に関し、公共性及び透明性を確保するべく、県民の視点に立って、財務評価のみならず、社会的な観点からも評価を行うこととし、その評価の種類は、次の2つとする。

(1) 各事業年度に係る業務の実績に関する評価

当該事業年度における中期計画の実施状況の調査・分析をし、当該事業年度における業務の実績の全体について総合的に評価するものとする。

(2) 中期目標に係る業務の実績に関する評価

当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査・分析をし、当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的に評価するものとする。

2 各事業年度に係る業務の実績に関する評価の方法

中期計画等に掲げた項目ごとに行う「項目別評価」と業務実績全体の状況について行う「全体評価」の2つを併せて行うものとする。

(1) 項目別評価

項目別評価は、中期計画及び年度計画の個別項目ごとの進捗状況について、次により評価するものとする。

- ① 業務の実施状況を幅広く把握し、可能な限り客観的な評価の実施に努める。

〈留意点〉

*業務実績の目標数値がある場合にはその達成度合、定性的な目標の場合には具体的な業務実績を把握して総合的に評価する

*業務実績については、数量だけで判断するのではなくその質についても考慮する

*業務実績に影響を及ぼした要因、予期せぬ事情の変化等についても考慮する

*業務実績と中期計画・年度計画との間に乖離が生じた場合にはその発生理由等を把握し、その妥当性等について評価する

*予算・収支計画について実績と計画との間に大きな差異がある場合にはその発生理由等を把握し、その妥当性等について評価する

*経年比較が可能な事項については、適宜その結果を参考にして評価する

*財務内容の評価に当たっては、法人から提出される財務諸表等を参考とする

- ② 判定基準として、以下の5段階で評定し、原則としてその理由を付記する。なお、評価

項目に小項目を設けている場合にも準用する。

〈判定基準〉

「S」：目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる

- ・定量的目標においては対計画値の110%以上で、かつ困難度が「高」とされている場合

・定量的目標で評価できない項目についてはS評価なし

「A」：目標を上回る成果が得られていると認められる

- ・定量的目標においては対計画値の110%以上、又は対計画値の100%以上で、かつ困難度が「高」とされている場合

・定量的目標がない項目においては目標の水準をはるかに上回る「成果があるといえる根拠、理由が明確に認められる場合

「B」：目標を達成していると認められる

- ・定量的目標においては対計画値の100%以上110%未満、又は対計画値の100%を概ね満たしており、かつ困難度が「高」とされている場合

・定量的目標がない項目においては目標の水準を上回る「成果」があるといえる根拠、理由が明確に認められる場合

「C」：目標を下回っており、改善を要する

- ・定量的目標においては対計画値の80%以上100%未満

・定量的目標がない項目においては目標の水準を下回る場合

「D」：目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める

- ・定量的目標においては対計画値の80%未満

・定量的目標がない項目においては目標の水準を下回っており、抜本的な業務の見直し等が必要であると認められる場合

(2) 全体評価

全体評価は、(1)の項目別評価の結果を踏まえ、次のような観点から中期計画の進行状況や達成度について、記述式により評価するものとする。

- ① 法人の設立目的に照らし、業務により得られた成果が、県民の健康の確保及び増進にどの程度寄与されたか。

〈留意点〉

*周産期・小児医療分野における高度専門医療及び高度な療育サービスの集約的提供や県全体の周産期・小児医療、療育水準の向上を図るといった、県の担うべき、政策医療・療育が確実に実施されているか

*患者・家族の視点に立った県民に満足される安心・安全で質の高い医療・療育の提供、質の高い医療従事者や療育関係職員の養成に努めるなど、県民の医療・療育需要の変化に的確に対応するための取り組みを行っているか

- ② 地方独立行政法人制度の基本理念である公共性、透明性及び自主性の視点から、適正かつ効率的に業務を実施されたか。

〈留意点〉

*県民に対する説明責任を重視し、病院・施設の運営状況等を明らかにするよう努めるなど、透明性が図られているか

*目標とする業績を達成できるよう、法人の業務・組織の全体的な効率化が図られているか
*法人としての利点を生かした自律的・弾力的な業務運営がなされているか

(3) 具体的な実施方法

次の手順により評価を行うものとする。

- ① 法人

◇ 每年6月末までに前年度の業務の実績を明らかにした報告書を作成し、県へ提出する。

- ◇ 業務実績を自己点検し、その状況を項目ごとに自己評価 ((1)の②の判定基準を準用し、評価に至った理由等を付記) するとともに、委員会における評価の際に参考となるよう、必要に応じ、関係する客観的な資料を提出する。
- ② 委員会
 - ◇ 法人からの事業説明などを通じ、法人の自己点検・評価等に対して意見を述べる。
 - ◇ 県が作成した評価案に対して、意見を述べる。
- ③ 県
 - ◇ 法人の自己点検・評価等に対する委員会委員の意見を参考に、県としての評価案を作成する。
 - ◇ 作成した評価案に対する委員会委員の意見を勘案し、評価を確定させるとともに、評価結果を法人及び委員会に通知し、議会に報告する。

地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会 名簿

【評価委員会委員】

(五十音順・敬称略)

氏名	職名等	備考
小山 かほる	公認会計士	
熊谷 恒子	国家公務員共済組合連合会東北公済病院副院長兼看護部長	
郷内 淳子	患者発・宮城版退院時サポートプロジェクト代表	
小林 康子	独立行政法人国立病院機構仙台西多賀病院小児科医 (重症心身障害医療センター長)	
齋藤 昌利	東北大学大学院医学系研究科胎児病態学分野教授	
土屋 滋	学校法人東北文化学園大学理事長兼学長	委員長
橋本 省	公益社団法人宮城県医師会副会長	副委員長

